

令和7年度

天神島臨海自然教育園 駐車場貸付 一般競争入札説明書

この入札に参加するには事前に申込みが必要です。

入札に参加を希望される方は、この入札説明書をよく読み、
内容を十分把握したうえで、ご参加ください。

横須賀市教育委員会
自然・人文博物館 博物館運営課
電話046（824）3688

一般競争入札【郵便型】による天神島臨海自然教育園駐車場貸付の概要

入札参加申込

■ 入札参加申込期間

令和8年1月8日（木）～令和8年1月15日（木）

（令和8年1月13日は除く）

午前9時～午後5時（正午～午後1時を除く）

■ 受付場所

横須賀市自然・人文博物館 博物館運営課（横須賀市深田台95番地）

来庁日時を必ず電話予約 [046-824-3688（直通）] のうえ、必要書類を持参してください。（持参のみ受付）

※ 参加申込受付後、入札書等の入札に必要な書類を交付します。



入札【郵便型】（入札書提出は郵送のみ）

■ 入札期間

令和8年1月16日（金）～令和8年1月22日（木）【必着】

上記期間中に、入札書等を郵送（必ず簡易書留）してください。

※ 入札書等は参加申込受付後に横須賀市が交付したものを用いてください。

■ 提出書類

入札書【入札書提出用封筒に入れ封かん（糊付け）し、登録印で封印したもの】

■ 送付先

〒238-0016 横須賀市深田台95番地

横須賀市自然・人文博物館 博物館運営課行

※ 必ず簡易書留にて郵送してください。

※ 郵送以外による提出は受けませんのでご注意ください。



次項へ続く

開 札

- 日時
令和8年1月23日（金）午後3時から
- 場所
横須賀市自然・人文博物館 講堂（横須賀市深田台95番地）
- 開札の立会（立会は任意です）
入札者等関係者は、各社2名まで立会可能です。
- 落札者の決定
有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低貸付価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札候補者とします。
※ 同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。



契約の締結

令和8年1月30日（金）
当日の時間については、落札者と協議の上決定します。



貸付の開始

令和8年3月1日（日）から貸付が開始になります。

目 次

1 趣旨	1
2 入札物件	1
3 使用用途	1
4 スケジュール	1
5 入札参加（申込）資格	1
6 主な契約条件	2
7 入札参加申込	5
8 入札必要書類の交付	7
9 入札	7
10 開札	10
11 契約の締結	10
12 貸付料の支払方法	10
13 貸付の開始	10
14 その他	11
15 質疑の受付	11
○ 天神島臨海自然教育園駐車場貸付一般競争入札参加申込書（様式1）	13
○ 入札参加資格申立書（様式2）	14
○ 事業者（事業）概要（様式3）	15
○ 役員名簿（様式4）	16
○ 市有財産貸付契約書（案）（様式5）	17
○ 質疑書（様式6）	22

1 趣旨

本市では、「公の施設の使用料に関する基本方針」に基づき、公共施設使用料の見直しを進めしており、天神島臨海自然教育園駐車場についても、これまでの無料から令和8年4月より有料化します。

有料化にあたっては、本市が定める条件のもと、この入札物件の貸付を受ける事業者を一般競争入札により決定します。

2 入札物件

名称	所在・地番	面積	最低貸付価格 (税込み)
天神島臨海自然教育園駐車場	横須賀市佐島3丁目 1457番7の一部	500 m ² ※	月額：40,000円

※図上で計測したものですので、誤差があります。貸付の範囲については、12ページの図（別紙1）のとおりです。必ず現地を確認してから入札してください。

3 使用用途

無人機械式時間貸駐車場（24時間営業。以下「時間貸駐車場」という。）

4 スケジュール

項目	日 程
入札説明書配布	令和7年12月25日（木）から令和8年1月14日（水）まで
入札参加申込受付及び質疑期間	令和8年1月8日（木）から令和8年1月15日（木）まで
入札期間	令和8年1月16日（金）から令和8年1月22日（木）まで
開札	令和8年1月23日（金）午後3時
契約の締結	令和8年1月30日（金）
貸付開始	令和8年3月1日（日）

5 入札参加（申込）資格

- (1) 駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資力及び法律上必要とする資格、登録等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号及び第2号の規定に該当しないこと。
- (3) 時間貸駐車場に関し、1箇所以上の実績を有し、そのうち1箇所以上を入札参加申込日時点において、2年間以上継続して運営していること。
- (4) 市町村税（特別区税を含む。）の滞納がないこと。
- (5) 入札参加申込日時点において、神奈川県内に営業拠点を有すること。

- (6) 時間貸駐車場の運営中にトラブルが発生した場合に、対応可能な保守・緊急対応の拠点を本市又は近隣市町村内に確保する者であること。
- (7) トラブル発生時に迅速な対応を実施するため、入札参加申込日時点において、24時間365日対応可能なコールセンターを確保する者であること。
- (8) 関係法令の規定を遵守していること。
- (9) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号から第5号までのいずれかに該当する者でないこと。

6 主な契約条件

(1) 契約形態に関する条件

- ア 本件貸付契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付けです。
- イ 貸付期間は、令和8年3月1日から令和13年2月28日までの5年間とします。（時間貸駐車場施設の整備、設置及び原状回復に要する期間を含みます。）
- ウ 貸付料は、入札により決定した額とします。
- エ 契約期間満了時は満了日までに、契約が解除された場合は、速やかに原状回復して返還してください。ただし、貸付期間満了前に引き続き貸付物件を使用できることが明らかになったときは、当該貸付物件を原状に回復することなく、引き続き使用することができます。また、本市が現状に復する必要がないと認めた場合は、現状のまま返還することができるものとします。
- オ 貸付料を納付期限までに納付しない場合の延滞金は、その納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）に定める割合（令和7年4月1日現在は14.6%）を乗じて計算して得た額とします。
- カ 事業者が契約上の義務に違反した場合の違約金は、契約書（案）に記載の額とします。
また、この違約金は、借受人がその契約上の義務を履行しないため、本市に損害を与えた場合に本市に支払うべき損害賠償額の予定又はその一部として解釈しないものとします。
- キ 事業者は、貸付に基づく権利の全部を第三者に譲渡し、転貸し、質入若しくは担保に供し、又は営業の委託若しくは名義貸し等をすることはできません。
- ク 事業者が記載事項の条件又は義務に違反した場合、又著しく社会的信用を損なう等により事業者として相応しくないと本市が判断した場合は、契約の解除を行うことがあります。
この場合にあって、本市又は第三者に損害を与えたときは、全て事業者の責任でその損害を賠償しなければなりません。
- ケ 債務履行を保証するために連帯保証人を立てていただきます。
なお、連帯保証人が個人の場合は、契約年額の4倍の額を極度額とします。

(2) 時間貸駐車場に関する条件

ア 事業者の責務

- ① 事業者は、自らの責任と負担において時間貸駐車場等の整備、運営、維持管理、修繕及び撤去等を行うものとします。なお、これらに係る全ての費用については、貸付料とは別に設置事業者の負担とします。

② 事業者は、時間貸駐車場以外の目的に使用することはできません。

イ 整備に関する条件

- ① 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）その他の関連法令を遵守してください。
- ② 車室、車路及び設備配置については、十分に安全を確保してください。
- ③ 整備工事開始前に、本市と整備内容及び施工方法の協議を行い、市の承諾を得る必要があります。
- ④ 整備工事は、原則として、平日の 9:00～17:00 までの時間帯に限ります。
- ⑤ 事業者は、アスファルト舗装工事を行うことを条件とします。舗装断面は、表層 5cm、路盤 15cm を標準とします。なお、排水に考慮してください。
- ⑥ 事業者は、運営にかかる精算機等機器を設置することを条件とします。なお、精算機または精算機付近に 24 時間 365 日対応可能なコールセンター等のフリーダイヤル番号を掲示し、トラブル等発生時には事業者と時間貸駐車場利用者が直接連絡できるようにしてください。また、精算機に防犯対策を講じるとともに操作説明を表示してください。
- ⑦ 事業者が看板等及び照明、防犯カメラ等の設置をする場合は、市と協議し、その了解を得るものとします。また、事業者は、防犯カメラを設置した場合は、その映像の取扱いについて、個人情報保護に十分配慮してください。
- ⑧ 整備工事内容については、本市と詳細に協議してください。
- ⑨ 工事に伴い、近隣住民その他第三者と事故が発生しないように、特段の安全配慮を行ってください。また、近隣からの問い合わせや苦情に対し、誠意をもって対応してください。

ウ 運営に関する条件

- ① 時間貸駐車場とし、24 時間営業が可能であることとします。ただし、次の(ア)又は(イ)に該当する場合には営業を休止又は一部休止しなければなりません。
 - (ア) 災害等により、緊急対策として市が指定した場合
 - (イ) 市が休止する日時を指定した場合
- ② 時間貸駐車場に関する住民（近隣を含む）及び時間貸駐車場利用者への対応は、事業者が一切の自己責任で行うものとします。
- ③ 駐車料金の料金体系については、以下の範囲内で、本市と協議の上、事業者が決定できるものとします。なお、運用期間中に料金体系を変更する場合には、事前に本市の承諾を受けてください。

	4月から9月	10月から3月
基本料金	1時間 500 円（税込）以内	1時間 300 円（税込）以内
最大料金	施設開館日の 9:00 から 17:00 最大料金なし※	設定可
	上記以外 設定可	

※駐車場の混雑要因となる可能性があるため、施設開館中においては、最大料金を設定しないものとします。

- ④ 天神島臨海自然教育園を利用する以下の者については、駐車料金を免除することとします。
対象者：身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ⑤ 時間貸駐車場の運営中のトラブルに対応するため、対象物件に概ね 60 分以内で対応可能な体制を整える必要があります。また、対応方法については事前に本市と協議し、借受者がマニュアル等を作成してください。
- ⑥ 時間貸駐車場運営全てにかかる光熱水費等の実費については事業者の負担とします。なお、証明用電気計器（子メーター）等の設置により本市が取りまとめて電気料金を支払う必要がある場合には、事前に協議が必要となります。この場合、市は事業者に年度ごとに請求し、本契約における貸付料とは分けて支払うこととします。
- ⑦ 月毎に利用状況及び売上状況を報告してください（書式は任意）。必要に応じて、この報告内容を公表する場合があります。

7 入札参加申込

申込みにあたっては、本入札説明書を熟読し、契約の条件等及び現地の現況をご自身で確認のうえお申込みください。

- (1) 受付日時 令和8年1月8日（木）から令和8年1月15日（木）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

（1月13日（火）は休館日につき除く）

- (2) 受付場所 横須賀市深田台95番地
横須賀市自然・人文博物館 事務室（自然館2階）
電話 046-824-3688（直通）

- (3) 提出方法 受付場所に直接書類を持参してください。
【来館日時について、あらかじめ電話連絡を入れて予約してください。】
郵送、電話、ファクシミリ及び電子メール等による申込みはできません。

(4) 申込方法

この説明書に添付の「天神島臨海自然教育園駐車場貸付一般競争入札参加申込書」（様式1）、「入札参加資格申立書」（様式2）、「事業者（事業）概要」（様式3）、「役員名簿」（様式4）に必要事項を記入及び押印のうえ、次ページの別表1の書類を添えてお申込みください。申込に要する費用は、応募者の負担とします。提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。

※提出された書類は、今回の選考以外には使用しません。

※提出された書類は、いかなる場合もお返しえませんのであらかじめご承知ください。

別表 1

	必要書類	具体的な書類
①	天神島臨海自然教育園駐車場貸付一般競争入札参加申込書」（様式 1）	
②	入札参加資格申立書（様式 2）	
③	事業者（事業）概要（様式 3）	
④	役員名簿（様式 4）	
⑤	印鑑証明書（個人の場合は印鑑登録証明書）	3か月以内に取得したもの。（写し不可）
⑥	登記事項証明書（現在事項証明書又は代表者事項証明書）（個人の場合は住民票の写し）	3か月以内に取得したもの。（写し不可）
⑦	駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資力及び法律上必要とする資格、登録等を有することを証する書類。	決算書（直近 2 年間） 決算書が提出できない特別の事情がある場合は、会社のパンフレット等。
⑧	時間貸駐車場に関し、1箇所以上の実績を有し、そのうち 1 箇所以上を入札参加申込日時点で、2 年間以上継続して運営していることを証する書類。 ※合併等により、業務を引き継いだ場合は、合併等の経過がわかる書類も併せて提出してください。	ア 行政上の許可を受けている土地の場合 行政からの許可書等の写し。 イ 自己所有地の場合 土地登記簿等、自己の所有地であることを確認できる書類。 ウ 民有地の場合 土地の賃貸借契約書等、土地を借り受けていることが確認できる書類。
⑨	市町村税（特別区税を含む。）の滞納がないことを証する書類。	令和 5 年度及び令和 6 年度の法人市民税（個人の場合は市県民税）の納税証明書。注 1
⑩	入札参加申込日時点で、神奈川県内に営業拠点を有することを証する書類。	会社組織図、パンフレット等、神奈川県内に営業拠点を有していることが確認できる書類。
⑪	時間貸駐車場の運営中にトラブルが発生した場合に、対応可能な保守・緊急対応の拠点を本市又は近隣市町村内に確保する者であることを証する書類。	ア 保守点検を外部に委託する場合 契約書の写し等 イ 保守点検を自社で行う場合 会社組織図、パンフレット等
⑫	トラブル発生時に迅速な対応を実施するため、入札参加申込日時点で、24 時間 365 日対応可能なコールセンターを確保する者であることを証する書類。	ア コールセンターを外部に委託する場合 契約書の写し等 イ コールセンターを自社で行う場合 会社組織図、パンフレット等

注 1 事業所を複数所有している事業者については、申請先（本社等）を基準として書類を提出してください。（事業所ごとに納税証明書等を揃える必要はありません。）

ただし、共同事業体で申請する場合は、構成する団体全ての本社分の書類を提出してください。

8 入札必要書類の交付

入札参加申込受付後に、本市より入札に必要な次の書類等を交付します。

交付は、原則として参加申込受付日当日に行いますが、後日郵送により行う場合もあります。

- ① 天神島臨海自然教育園駐車場貸付一般競争入札参加申込書の写し
(参加申込書に收受印を押印したものの写しを交付します。)
- ② 入札書
- ③ 入札書提出用封筒
- ④ 入札関係書類送付用封筒

9 入札

(1) 入札方法

本入札は郵便型入札であり、入札は郵送のみ受け付けます。

ア 入札期間

令和8年1月16日（金）から令和8年1月22日（木）まで【必着】

【注】入札書等の必要書類を必ず簡易書留により郵送してください。

【当館への持参不可】

【注】この期間に入札書等の必要書類が到達しない場合、入札は無効となりますので、余裕を持って郵送してください。

【注】入札の公正性、競争性を確保するため、入札参加状況等の問合せについては、一切お答えできません。

イ 提出書類

- ① 入札書（入札書提出用封筒に入れ封かん（糊付け）し、登録印で封印したもの）

【注】書式及び封筒は入札参加申込受付後に本市が交付したものを使用してください。

ウ 送付先

〒238-0016 横須賀市深田台95番地

横須賀市自然・人文博物館 博物館運営課行

【注】一度郵送（提出）した入札書の引換え、変更、取消しはできません。

(2) 入札書の引換え等の禁止

入札者は、その事由のいかんにかかわらず、一度郵送（提出）した入札書の引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

(3) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、いずれも無効とします。

- ① 入札に参加する資格がない者（参加申込みを行っていない者を含む。）の入札
- ② 本市から交付された入札書（コピー可）以外の入札書による入札
- ③ 入札書の記載事項が不明な入札又は入札書に記名若しくは押印のない入札
- ④ 一人で2通以上の入札書を提出した入札
- ⑤ 入札金額を訂正した入札（訂正印の押印があっても無効となります。）
- ⑥ ボールペン等（書いた文字が消えないもの）以外で入札書に記載事項を記入した入札
- ⑦ 最低貸付価格を下回る金額による入札
- ⑧ 封かんがされていない又は所定の箇所に押印がされていない入札書提出用封筒による入札
- ⑨ 期限までに入札書が指定した送付先に到着しなかった入札
- ⑩ 入札に関し不正の行為をした者の入札
- ⑪ その他入札に関する条件に違反した入札

【提出書類の作成要領】

① 入札書

入札金額（税込み月額）及び必要事項を記入してください。

【注】入札者欄に入札者本人の住所・氏名（法人の場合は法人の所在・法人名及び代表者名）を記入し、登録印で押印してください。

【注】金額記入には、アラビア数字（0、1、2、3・・）の字体を使用し、最初の数字の前に必ず「¥」を記入してください。

【注】ボールペン等（書いた文字が消えないもの）で記入してください。

② 入札書提出用封筒及び入札関係書類送付用封筒

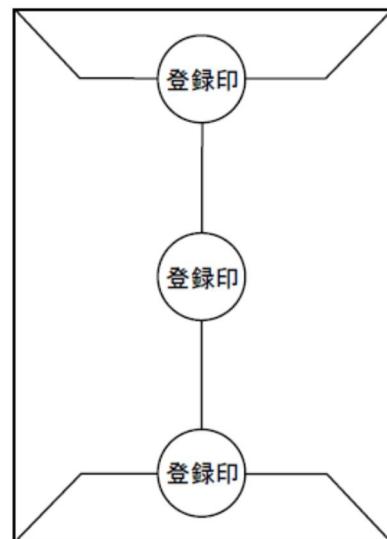
入札書提出用封筒には入札書のみを入れて封かんし、封印をしてください。糊付けによる封かんがされているものは無効です。

封印には、入札書に押印したものと同じ登録印を使用し、封筒の継ぎ目3か所に押印してください。封印の無いものは無効です。

入札関係書類送付用封筒には、入札書を入れた入札書提出用封筒を入れて、必ず簡易書留で確実に上記送付先まで郵送してください。

（到着が確認できない入札は無効になりますので、ご注意ください。）

<入札書提出用封筒・裏面>



10 開札

(1) 日時

令和8年1月23日（金）午後3時から

(2) 場所

横須賀市自然・人文博物館 講堂（横須賀市深田台95番地）

(3) 開札の立会等

入札関係者は、各社2名まで開札に立会うことができます。（立会は任意）

なお、開札会場への入場には、入札参加申込受付書の写し（受付時に交付したもの）が必要となりますので、必ずご持参ください。立会の受付は、当日の午後2時45分から行います。

【注】入札関係者の立会が全くない場合は、本市の指定した者を立会させて開札します。この場合、異議の申立てはできません。

(4) 落札候補者の決定及び一般競争入札参加資格の審査等による落札者の決定

有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、最低貸付価格以上で、かつ最高の価格をもって入札した者を落札候補者とします。ただし、同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札に關係ない本市職員にくじを引かせます。

当該落札候補者について、本説明書に記載した資格を満たしているか否かの最終的な資格審査をしたうえで落札者を決定します。資格審査の結果、当該落札候補者に資格がないと認めたときは、当該入札を無効とし、順次、価格の高い入札者について同様の審査を行い、落札者を決定します。

(5) 開札結果

開札結果については、落札者の内容〔落札金額、落札者名（個人の場合は、氏名を非公開とします。）〕を発表します。また、同内容を横須賀市自然・人文博物館ホームページ上で公表します。

11 契約の締結

落札者は、令和8年1月30日（金）までに、別紙市有財産貸付契約書（様式5）により契約を締結しなければなりません。

契約の締結及び履行に関する費用については、落札者の負担となります。

12 貸付料の支払方法

貸付料は、博物館運営課から送付する納付書により納付してください。

13 貸付の開始

令和8年3月1日（日）から貸付が開始になります。貸付開始後、すみやかに工事を行い、利用者への開放は令和8年4月1日（水）午前9時から開始してください。

14 その他

- (1) 契約期間中に会社の名称変更、合併などがあった場合も、契約内容を引継ぐものとします。
- (2) この説明書に定めのない事項については、本市契約規則その他関係法令の定めるところによります。

15 質疑の受付

この説明書に関する質疑は、添付の質疑書（様式6）により受け付けます。質疑書を提出できる者は申込者に限り、提出方法については、FAX若しくはEメールでお願いいたします。送信後は、電話で質疑書送信の旨を連絡してください。回答は、質問者に対してのみEメールでいたします。

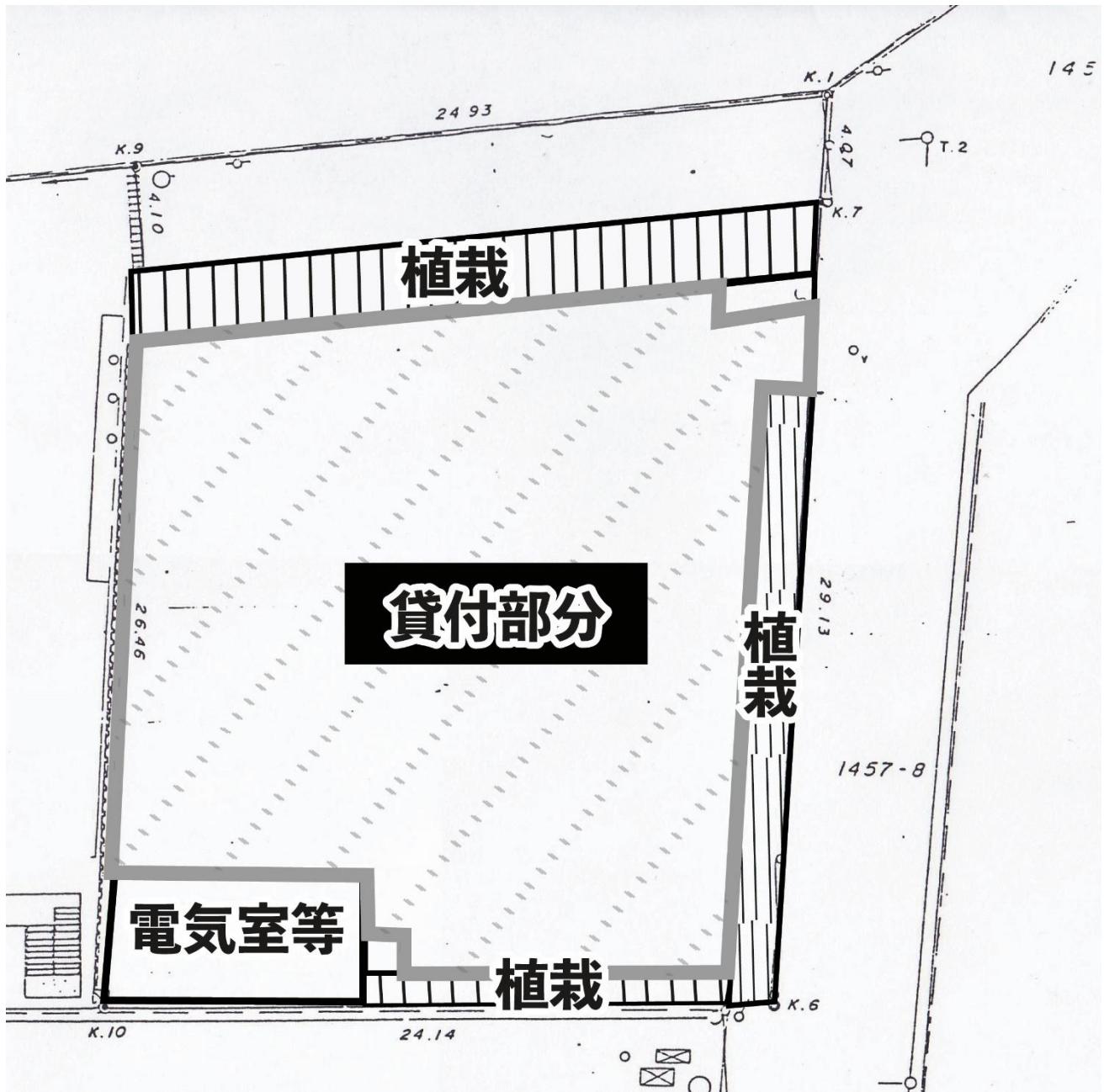
質疑書受付期間	令和8年1月8日（木）から令和8年1月15日（木）まで
提出先	横須賀市自然・人文博物館 博物館運営課 担当 藤原 FAX : 046-824-3658 E-Mail : m-bes@city.yokosuka.kanagawa.jp 電話 : 046-824-3688（直通）

別紙1

天神島臨海自然教育園駐車場貸付範囲図

所在：横須賀市佐島3丁目 1457 番7の一部

※駐車場敷地内の植栽帯及び電気室等の部分は貸付範囲から除きます。



受付番号	
------	--

令和 年 月 日

天神島臨海自然教育園駐車場貸付一般競争入札参加申込書

(あて先) 横須賀市長

「令和 7 年度天神島臨海自然教育園駐車場貸付一般競争入札説明書」に基づき、入札に参加の申込みをします。

入札参加（申込）資格について調査することに同意します。

(参加申込者)

住 所（法人の場合は所在地）

氏 名（法人の場合は名称及び代表者）

印

(事務担当責任者)

所属・職名

氏 名

連絡先住所

電 話

FAX

E メールアドレス

受 付 印

令和 年 月 日

入札参加資格申立書

(あて先) 横須賀市長

(参加申込者)

住 所 (法人の場合は所在地)

氏 名 (法人の場合は名称及び代表者)

印

下記項目に適合していることを申立ていたします。また、必要に応じて調査等を実施することに同意いたします。

なお、下記項目に適合していないことが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てをいたしません。

記

- (1) 駐車場施設の経営に必要な知識、経験、資力及び法律上必要とする資格、登録等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定に該当しないこと。
- (3) 時間貸駐車場に関し、1箇所以上の実績を有し、そのうち 1 箇所以上を入札参加申込日時点において、2年間以上継続して運営していること。
- (4) 市町村税（特別区税を含む。）の滞納がないこと。
- (5) 入札参加申込日時点で、神奈川県内に営業拠点を有すること。
- (6) 時間貸駐車場の運営中にトラブルが発生した場合に、対応可能な保守・緊急対応の拠点を本市又は近隣市町村内に確保する者であること。
- (7) トラブル発生時に迅速な対応を実施するため、入札参加申込日時点で、24 時間 365 日対応可能なコールセンターを確保する者であること。
- (8) 関係法令の規定を遵守していること。
- (9) 横須賀市暴力団排除条例（平成 24 年横須賀市条例第 6 号）第 2 条第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する者でないこと。

以上

事業者（事業）概要

会社名		
代表者名		
所在地	本社	
	神奈川県内の営業拠点	
資本金		
設立年月日		
主たる業務		
保守・緊急対応の拠点（本市・近隣市町村内）	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
	保守・緊急対応の拠点	
24 時間 365 日対応可能なコールセンター	会社名	
	代表者名	
	本社所在地	
	コールセンター所在地	

令和 年 月 日

役員名簿

(あて先) 横須賀市長

私は、横須賀市暴力団排除条例第2条第2号から第5号までのいずれかに該当するものではありません。また、上記の内容について、貴市が調査することに同意いたします。

役職名	フリガナ	生年月日	性別	住所
	氏名			
		T S H		
		T S H		
		T S H		
		T S H		
		T S H		
		T S H		

※法人の登記事項証明書に記載されている役員全員について記入してください。

※氏名の欄には必ずフリガナを記入してください。

(様式 5)
[収入印紙]

市有財産貸付契約書

貸付人 横須賀市(以下「甲」という。)、借受人[落札者](以下「乙」という。)と連帯保証人〇〇〇〇(以下「丙」という。)は、「令和 7 年度天神島臨海自然教育園駐車場貸付一般競争入札説明書」(以下「入札説明書」という。)に基づき、甲乙丙の間において、次の条項により市有財産について貸付を目的とした賃貸借契約を締結する。

なお、本件契約は、借地借家法(平成 3 年法律第 90 号)の適用はないものとする。

(貸付物件)

第 1 条 貸付物件は、次のとおりとする。

名称	所在	数量 (m ²)
天神島臨海自然教育園駐車場	横須賀市佐島 3 丁目 1457 番 7 の一部	約 500 m ² ※

※貸付の範囲については、貸付範囲図(別紙 1)のとおり。

(貸付期間)

第 2 条 貸付期間は、令和 8 年 3 月 1 日から令和 13 年 2 月 28 日までの 5 年間とする(駐車場施設の整備、設置及び原状回復に要する期間を含む)。

(貸付物件の用途等)

第 3 条 乙は、自ら貸付物件に無人機械式時間貸駐車場(24 時間営業)を整備し、貸付期間中継続して、管理を行うものとする。

2 乙は、第 1 項の用途の使用に際しては、貸付物件を自ら整備に関する工事及び運営のための維持管理費を負担しなければならない。

(貸付料)

第 4 条 第 2 条に定める期間にかかる貸付料(契約金額)は、金〇〇円(月額〇〇円×60 ヶ月)とする。

(貸付料の納付)

第 5 条 乙は、前条に定める貸付料は、甲の発行する納入通知書により甲の定める期日までに納付しなければならない。

2 甲は、以下の貸付料は返還しない。

(1) 貸付期間が経過した月分に対する貸付料

(2) 第 17 条第 1 項第 2 号から第 7 号に掲げる事由により本件契約が解除されたときは、納付済みの貸付料

(貸付料の改定)

第 6 条 甲は、貸付物件につき特別の費用を負担することになったとき、その他正当な理由があると認め

るときは、乙に対して貸付料の増額を請求することができる。

2 甲が前項の規定に基づき、乙に対して貸付料の増額を請求するときは、甲乙協議のうえ、その額を決定する。

(貸付料の延滞金)

第7条 乙は、第5条第1項に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料を納付しない場合には、その納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、公有財産規則（昭和46年横須賀市規則第26号）に定める割合を乗じて計算して得た額を延滞金として甲に納付しなければならない。

(物件の引渡し)

第8条 甲は、第2条に定める貸付期間の初日に本物件を乙に引き渡したものとする。

(契約不適合等)

第9条 乙は、この契約締結後、貸付物件に数量の不足その他契約の内容に適合しないものを発見しても、追完、貸付料の減免及び損害賠償の請求をすることができないものとする。

(権利譲渡等の禁止)

第10条 乙は、甲の承認を得ないで貸付物件の全部若しくはその一部を第三者に転貸し又は賃借権その他の使用又は収益を目的とする権利を設定してはならない。

2 乙は、土地に建物又は工作物を建設し若しくは建物の模様替を行う等貸付物件の現状を変更してはならない。ただし、やむを得ない事由により仮設工作物を設置する場合には、事前に甲の承認を受けなければならない。

(修繕義務等)

第11条 甲は、貸付物件の修繕義務を負担しないものとし、当該貸付物件について維持、保存、改良その他の行為をするため支出する経費は、すべて乙の負担をする。

(滅失等の報告)

第12条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失若しくは毀損した場合には、直ちに甲にその状況を報告しなければならない。

(滅失等の原状回復)

第13条 乙の責に帰する事由により貸付物件を滅失又は毀損したときは、乙の責任において原状に回復しなければならない。また、原状回復が困難となるような使用をしてはならない。

(物件保全義務等)

第14条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件が天災その他の事由によって損壊し、第三者に損害を与えた場合には、その賠償の責を負うものとし、甲が乙に代わって賠償の責を果たした場合には、乙に求償することができる。

(貸付物件の調査等)

第15条 甲は、必要と認めるときは、貸付物件を調査し、又は乙に報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。この場合において、乙は、その調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

2 乙は、月毎に利用状況及び売上状況を集計し、すみやかに甲に報告しなければならない。

(契約の解除)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する事態が生じたときは、本件契約を解除することができる。

- (1) 甲、国、他の地方公共団体その他の公共団体において、貸付物件を公用又は公用に供するための必要が生じたとき。
 - (2) 乙が貸付物件を第3条第1項の用途で使用しないとき、又はその目的で使用することをやめたとき。
 - (3) 乙が貸付料を納付期限後3ヶ月以上経過して、なお納付しないとき。
 - (4) 乙が本件契約に定める義務を履行しないとき。
 - (5) 乙の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽があったとき。
 - (6) 乙が、破産、会社更生、民事再生、清算又は特別清算その他倒産法制上の手続について、乙の取締役会でその申立てを決議したとき、又は第三者（乙の取締役を含む。）によって、その申立てがなされたとき。
 - (7) 乙の発行する手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- 2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は償還しない。
- 3 甲は、解除権を行使したときは、乙の支払った違約金及び貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。
- 4 乙は、甲の解除権の行使に伴い発生した損失について、甲にその補償を請求することはできない。

(違約金)

第17条 甲は、乙がこの契約の義務に違反した場合においては、第4条に定める契約金額の3倍に相当する金額を請求することができる。

2 前項の違約金は、乙がこの契約上の義務を履行しないため、甲に損害を与えた場合に支払うべき損害賠償の予定又はその一部として解釈しないものとする。

(返還及び原状回復)

第18条 乙は、貸付期間が満了したときは貸付期間の満了日までに、この契約を解除されたときは甲の指定する期日までに乙の費用で貸付物件を原状に復し、甲の定める様式による書面をもって返還しなければならない。ただし、甲が原状に復する必要がないと認めた場合は、現状のまま返還ができるものとする。

2 前項の返還は、甲の立会いの上で行うものとする。

(貸付料の清算)

第19条 甲は、第17条第1項第1号に掲げる事由により本契約が解除されたときは、1月を30日として日割計算により未経過期間にかかる貸付料を算定し返還する。ただし、その額が千円未満の場合は、この限りでない。

2 前項及び次項の規定により返還する未経過期間にかかる貸付料には利息を付さないものとする。

3 甲は、本契約の解除により、乙が第18条の規定に基づく違約金その他本契約に基づき金銭を甲に支払うべき義務があるときは、第1項の規定にかかわらず、返還する未経過期間にかかる貸付料の全部又は一部と相殺する。

(損害賠償等)

第20条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 乙は、前項の規定により損害賠償をする場合において、甲が前条第3項の規定により当該損害賠償金の一部を未経過期間にかかる貸付料と相殺したときは、前項の規定にかかわらず、甲が通知する金額を納付するものとする。

(有益費等の放棄)

第21条 乙は、この契約が満了したとき、又は本件契約を解除されたときは、貸付物件に乙が支出した必要費又は改良費等の有益費、その他貸付物件の使用に伴い支出した費用があっても、これを甲に請求しないものとする。

(契約の費用)

第22条 本件契約の締結及び履行に関して必要な費用は、乙の負担とする。

(連帯保証人)

第23条 丙は、乙が本件契約により甲に対して負担する一切の債務につき、乙と連帶して履行の責を負うものとする。

2 丙から請求があったときは、甲は丙に対し、乙の貸付料等の支払状況や違約金、損害賠償その他全ての債務の額等に関する情報を提供するものとする。

3 乙は、丙が次に定める資格を欠いたときは、遅滞なく新たに連帯保証人を立てなければならない。

4 丙が個人の場合の極度額は、貸付料の年額（12月分）の4倍の金額とする。

(住所等の変更の届出)

第24条 乙及び丙は、その住所又は氏名（法人の場合にあっては所在地又は名称）に変更があったときは、速やかに甲に届け出るものとする。

(近隣住民等への配慮)

第25条 乙は、第9条の規定による貸付物件の引渡しを受けた以後においては、十分な注意を持って貸付物件を管理し、近隣住民その他第三者との間で紛争が生じないよう配慮しなければならない。

2 乙は、貸付物件に関する工事、維持管理等に伴い第三者からの苦情、その他紛争が生じたときは、そ

の費用を負担し、自らの責任において解決しなければならない。

(駐車場利用者等への対応)

第 26 条 乙は、第 3 条第 1 項の用途の使用に際して発生するトラブル、苦情等については一切の責任を持つて解決しなければならない。

(信義誠実の原則)

第 27 条 甲と乙は信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が市有財産であることを常に考慮し、適正に使用するように留意しなければならない。

(疑義の決定)

第 28 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第 29 条 本件契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所横須賀支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書 3 通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(貸付人)

甲 所 在 地 横須賀市小川町 11 番地

名 称 横須賀市

代 表 者 横須賀市長 上地克明

(借受人)

乙 所 在 地

名 称

代 表 者

(連帯保証人)

丙 所 在 地

名 称

代 表 者

(様式 6)

令和 年 月 日

質 疑 書

(あて先) 横須賀市長

「令和 7 年度天神島臨海自然教育園駐車場貸付一般競争入札説明書」に関する質疑書を提出します。

提 出 者	住 所	
	氏 名 〔法人の場合は 名称及び代表者〕	
	所属・職名	
	担当者名	
	電 話	
	F A X	
	E メールアドレス	

No.	ページ	項目名	質疑内容
(例)	1	1 使用用途	